

「現行規制に係るご意見一覧」

I. 金融商品・サービスの利用者側からの視点

分類	対象	内容
1. 金融商品・サービスの種類や販売チャネルの多様化に関する論点		
銀行		○利用者の利便性向上の観点から、①銀行による土日、夜間を含めた営業、②スーパーやデパートにおける小型銀行店舗の開設、③多様な手数料の設定等が進むようにして欲しい。
銀行		○家計管理の利便性向上の観点から、銀行において夫婦共有名義の口座を開設できるようにして欲しい。
保険		○現状では、保険会社に決済口座を開設することができないので、これを認めて欲しい。
証券		○小売店や外食店舗の窓口で株や投信を販売したり、あるいは「株式購入ATM」を設置するなど、証券販売について思い切った規制緩和を行い、「いつでもどこでも」証券投資ができるようにして欲しい。
証券		○利用者の利便性を向上させるため、証券会社の口座での公共料金等の決済を認めて欲しい。
証券		○現状では、国内証券会社による海外取引所上場のETFの取扱いが進んでいないが、個人投資家の国際分散投資のニーズに応えるため、国内証券会社でも自由に海外のETF等が扱えるようにして欲しい。
証券		○現状では、外貨両替は自由化されたが、外国送金業務は銀行のみに限定されているため、これを銀行以外にも広く認め、ビジネス機会を拡充して欲しい。
保険		○現状では、外国保険業者で日本に支店のない先の保険商品を購入する場合には、その都度許可が必要だが、これを撤廃して自由に保険の購入が出来るようにして欲しい。
2. 金融実態に対応した利用者保護に関する論点		
銀行		○現状では、銀行等による保険商品販売を拡大する際に、融資者としての影響力等に基づく「圧力販売」の弊害防止措置を講じることとされているが、クーリングオフ期間の設定や独禁法に基づく取締りに対応する方が合理的であり、一律の事前規制は行わないようにして欲しい。
銀行		○手数料等の表示も含め、広告表示については、消費者が見落とさず、かつ誤解も招かないような形で適切に行うよう金融機関への管理を強化して欲しい。

分類	対象	内容
	保険	○生命保険会社の保険金不当不払いに対しては、厳正に対処してほしい。(保険勧誘時の重要事項説明書作成義務付けには賛同する。)さらに損保会社についても、同様に対応してほしい。
	保険	○現状では、「約款通りの支払い」の指導が厳しいが、自動車保険の保険料算定に用いる「使用目的」「年間走行距離」「ゴールド免許の有無」等の項目を(不確定要素があるのに)告知事項とし、告知違反があれば支払い拒否できる約款構造となっているので、指導してほしい。
	保険	○生命保険会社が、故人の契約に関する情報を十分に開示しない場合には、利用者側の対抗手段が確保され、保険会社にペナルティが課されるよう検討してほしい。
	保険	○現状では、契約者と生保会社間でトラブルが生じた場合に、裁定審査会に申し立てをしても会社側が拒否する(裁判で解決しようとする)場合が多いと考えられることから、保険会社に当該申し立てに応じる義務を課してほしい。
	保険	○契約者と保険会社間のトラブルを予防するため、保険勧誘時には、勧誘先の希望や価値観等を十分聴取し、それに沿った商品を提案・販売するよう義務付けてほしい。
	保険	○契約者と保険会社間のトラブルを予防するため、勧誘先が希望していないにも関わらず電話・訪問等を行うことを禁止してほしい。
	証券	○証券等の相続手続きに当たり、故人の口座の残高証明の記載内容が信頼できない場合(説明が二転三転する等)においては、利用者側の対抗手段が確保されるよう検討してほしい。
	証券	○現状では、証券会社が作成する取引残高報告書において、外貨建て商品の残高が円換算されない場合があるが、利用者保護の観点から、円換算表示を義務付けてほしい。
	銀行	○銀行担当者には、少なくとも店舗に据え付けられた自社のパンフレットに載せている商品の説明は出来るよう、社内態勢の整備を促してほしい。
	銀行	○現状では、詐欺的金融犯罪に対し、出資法などで取り締まる体制となっているが、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取り締まるなど抜本的な整備を図ってほしい。
	貸金業	○貸金業に関して、多重債務の実態に配慮し、①出資法上の金利規制(上限29.2%)を利息制限法上の金利規制(上限15%<元本100万円以上>)にまで下げる、②利息制限法の上限金利よりも高い金利を認める貸金業法43条のみなし弁済規定を廃止する、③あたかも返済が簡単であるかのような消費者金融業者のテレビCMを規制する等の対応をしてほしい。
	貸金業	○多重債務の実態を踏まえ、消費者啓蒙に力を入れるとともに、違法行為をなくす観点から、貸金業者に対して取引履歴の保管と開示を徹底するよう指針を明示するとともに、貸金業者向けの国家資格を設定する等して業者の意識向上を促してほしい。
	銀行	○偽造・盗難カード問題への対応として被害者への補償制度を充実してほしい。また、金融機関に対して静脈認証も含めてより安全な方策の検討を促すとともに、同問題に対する利用者への明確な注意喚起をするよう徹底してほしい。

分類	対象	内容
	投資ファンド	○「国際分散投資」などの説明により、海外投資会社が「ねずみ講」的な活動を行う動きに対して、被害を事前に阻止できるよう、実効的な規制を検討して欲しい。
	証券	○ 個別規定を包括的な規定とすることにより、罰則規定の程度が弱いほうに収斂したり、具体性が失われることがないようにして欲しい。
	証券	○ 不可逆性被害を被った社会的弱者を事前・事後において救済するために、「不招請勧誘の禁止」と「吐き出し法制」をしっかりと整備して欲しい。
	証券	○ 一度限りの譲渡であるから「業」に当たらないとして証券取引法の埒外で不正な勧誘・取引を行っている業者も何らかの規制の対象として欲しい。
	証券	○現状では、商法と証券取引法に基づく財務情報の開示内容は異なるが、企業にとっての作業負担軽減や利用者にとっての利便性の観点から極力調整して重複を避ける等の対応を採って欲しい。
	保険	○ 手数料等を含め、金融商品の販売等に係る適切な情報開示の対象範囲と深度を検討してほしい。
	銀行	○金融庁に、預金者等金融サービスの消費者を保護する相談窓口を開設して欲しい。そこで相談件数や内容の検証や銀行毎の訴訟件数等の実態も把握して頂き、これを金融機関への行政指導に役立てて欲しい。
	取引所	○ 取引所のディスクロージャーに関して、浮動株の流通度合いを明らかにしてほしい。
	その他	○ 金融経済教育の普及に向けて、全国で点在している熱心な教師による取組みを面に広げるべく取り組んで欲しい。

3. 金融機関の内部管理に関する論点

銀行	○個人情報保護の観点から、最近の金融機関からの顧客情報流出問題に関して、内部管理態勢の強化を促す対策を採って欲しい。
保険	○現状では、生保の営業職員が、他者との契約に言及しつつ勧誘することがあるが、契約内容に関するプライバシー保護の観点から厳しく監督して欲しい。
協金	○協同組織金融機関の経営管理について、総(代)会の機能が十分に機能するように何らかの対応を採って欲しい。

分類	対象	内容
	銀行	○金融機関統合時のシステムトラブルにより、消費者が金融サービスを楽しむことができなくなる事態を避けるべく、管理を強化して欲しい。
	投資法人	○ファンドにも主要株主規制を課す等、きめ細かい情報開示を促す制度整備をして欲しい。
	銀行	○銀行担当者が認められた範囲を超えて保険商品の販売・勧誘を行うことのないよう、コンプライアンス遵守の徹底に向けて管理を強化して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社は相互会社形態が認められているが、一般利用者の視点では、株式会社形態を採れない理由はないように感じられることから、経営の透明性を高めるため、株式会社形態に一本化させて欲しい。
4. その他の論点		
	銀行	○銀行の国内子会社と海外子会社で実施できる業務範囲について、両者の関係が明確になるように銀行法施行規則に示して欲しい。
	格付け会社	○格付け会社はレーティングを通じて信用を付与するという意味において金融業そのものと考えられるため、何らかの規制を課して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社と(全労済などの)認可共済との違いが利用者に分からないので、利用者保護の観点から、金融庁による両者への監督を一本化してほしい。

「現行規制に係るご意見一覧」

Ⅱ. 金融商品・サービスの提供者側からの視点

分類	対象	内容
1. 多様な金融商品・サービスの提供に関する論点		
銀行		○現状では、銀行の子会社(自己競落会社)が自己競落する場合の対象物件は、親銀行の貸出に係る担保物権だけに限定されているが、これを拡大して子会社や関連会社の担保物件も対象に含めて欲しい。
銀行		○現状では、銀行等による事業用不動産の活用は制限されているが、これを緩和してビジネス機会を拡充して欲しい。
銀行		○銀行代理店として出来る業務の幅を現状よりも広げて欲しい。
銀行		○現状では、銀行の子会社が営むことのできる保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係る保証とされ、事業者に対する事業用向け資金に係る保証は取り扱うことは出来ないが、これを取り扱えるようにしてビジネス機会を拡充して欲しい。
銀行		○現状では、銀行の金融関連業務子会社は信託契約代理業務は認められているが、信託業務の併營業務(債務保証、保護預かり等)契約代理業務は認められていないので、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
銀行		○小売店や外食店舗の窓口で株や投信を販売したり、あるいは「株式購入ATM」を設置するなど、証券販売について思い切った規制緩和を行い、「いつでもどこでも」証券投資ができるようにして欲しい。
信組		○現状では、全国信用組合連合会は会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けをすることが出来ないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい(信金ではできる)。
信組		○現状では、中小企業等協同組合法を根拠とする組合が行う共済商品を信組の窓口で販売することは出来ないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
銀行		○現状では、銀行本体での投資顧問業は認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
銀行		○現状では、銀行本体等での不動産仲介業は認められていないが、一定の条件の下でこれを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。

分類	対象	内容
	銀行	○現状では、銀行持ち株会社の子会社が営むことのできる保険業務に、自社グループのリース物件に係る動産総合保険は含まれていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	銀行	○現状では、銀行の「その他の付随業務」としてコンサルティング業務やM&A等が認められているが、相手先が銀行の取引先企業に限定されていることから、これを撤廃してビジネス機会を拡充して欲しい。
	銀行	○現状では、銀行持ち株会社の子会社であるリース会社は、中古物品販売業務は自社リース物件の売却に限定されているが、当該業務の範囲を幅広く認めて動産担保処分ノウハウの蓄積を促す等、ビジネス機会を拡充して欲しい。
	銀行	○現状では、都銀本体やその信託代理店が不動産関連業務を営むことは認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	銀行	○現状では、信託兼営金融機関が、信託専門関連業務子会社が営む業務の代理をすることは認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、法人募集代理店が、自社の従業員や密接な関係にある法人の職員に対して保険募集することは認められていないが、これを改めビジネス機会を拡充して欲しい。
	銀行	○現状では、銀行等の保険商品の窓口販売は限定されているが、居住用に限らず事業用の賃貸住宅も長期火災保険の対象に加えることなどを初めとして、できる限り早期に全面解禁してビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社が信託代理業務や信託事務代行業務を営むことが出来ないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社は貸付業務以外に銀行代理店業務を行うことは認められていないが、その他の銀行代理業務も認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社が付随業務として、投信委託関連の代理業務(投信委託業者が投信受益証券の募集・販売の取扱契約を登録金融機関と結ぶ際の代理業務)あるいは媒介業務を行うことが認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社が付随業務として、投信委託業者が行う投信商品の提案の代理業務を行うことが認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社の保険業に係る代理業務を営む子会社は不動産投資顧問業が認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社の子会社が金銭の貸付業務を兼営することは出来ないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。

分類	対象	内容
	保険	○現状では、保険会社の「その他付随業務」としてビジネスマッチングは認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社が保険金信託以外の信託業務を行うことは制限されているが、この範囲を広げてビジネス機会を拡充して欲しい。
	信託	○現状では、信託契約代理店制度では「復代理」が認められていないが、信託サービスの提供チャネルを拡大する等の観点から、所属信託会社の承諾がある場合には、復代理の選任を可能としてほしい。
	信託	○現状では、銀行等の貸付債権等以外に係る信託受益権の譲渡・証券化に関する規定は存在せず、一般の信託受益権は証取法上の有価証券とされていないため、投資対象としての流動化商品のニーズも踏まえ、一般の信託受益権を有価証券に指定し、流通性を付与して欲しい。
	証券	○現状では、社債発行については取締役会決議が必要(商法)であり、短期社債(電子CP)発行の取締役への委任も取締役会決議が必要(社振法)だが、特に短期社債に関して資金調達機の機動性を損っており、借入など他の調達手段に係る要件と区別する必要もないため、取締役会決議を不要にして機動的な資金調達を支援して欲しい。
	商品ファンド	○現状では、商品先物・商品オプションの組入比率が3分の1超2分の1以下のファンドは商品ファンド法の規制対象となる一方、残余資産を預金している場合で信託型で組成している場合は投資信託にも該当し、二重規制になりかねないため、当該商品ファンドには、投信法の規制が及ばないことを明確にしてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	投資顧問	○現状では、投資顧問業者は顧客に対して助言を行ったものと同じの銘柄について行った自己売買等の有無及び実績を記載した書面を顧客に6ヶ月に1回以上交付する義務があるが、証券業又は信託業の兼営業者は(一定の要件を満たし承認を受けていれば)義務を免除されているため、イコールフットイングの観点等から、他の業者も一定要件下で書面交付義務を免除して欲しい。
	銀行	○現状では、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象は、一定規模以上の企業(資本金3億円超等)に限定されているが、これを拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか、地方公共団体や学校法人、医療法人等を含めて検討して欲しい。
	銀行	○現状では、銀行等が発行する電子マネーについて、発行主体に一定の資本要件・供託義務が課せられているが、銀行については、こうした規制(通称プリペイドカード法)の対象外としてビジネス上の負担を軽くして欲しい。
	銀行	○現状では、銀行社債に関して、売出發行が認められていないなど、なお商品性を改善する余地があるため、これを改善してビジネス機会を拡充して欲しい。
	信託	○現状では、資産流動化の手法として、信託宣言や英米で一般的な慈善信託が認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	貸金業	○現状では、貸金業者は、貸付契約に基づく債権を譲渡したとき、債務者に対して通知しなければならないが、一定の条件の下にこれを不要としてビジネス上の負担を軽減して欲しい。

分類	対象	内容
	銀行	○現状では、(普通)株式保有に関して、いわゆる銀行法、独禁法上の5%ルールがあることから、銀行が保有する優先株を普通株に転換して市場売却することが困難な状況が生じているため、転換後の処分計画等を前提に、一時的に5%以上になることも認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	信金	○現状では、信金連合会が行う為替取引については「会員のために行う」という条件が付されているが、元来為替取引は取引対象を制限することにはなじまない性質を有しているため、この条件を撤廃してビジネス機会を拡充して欲しい。
	信金	○現状では、端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度がない故に優先出資の分割に支障を来たしかねないため、1口に満たない優先出資の制度を認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	協金	○現状では、協同組織金融機関が発行する優先出資証券に関して、新株予約権付き証券等を発行することはできないが、これを認めて資金調達手段の多様化を支援して欲しい。
	信金	○現状では、信金が信金中金代理貸付に係る債務保証をした場合、当該保証が大口信用供与規制の対象となるが、これを大口信用規制の対象外としてビジネス機会を拡充して欲しい。
	協金	○現状では、PFI事業に係る貸出は組合員以外への貸出として認められていないが、これを認めて地公体向け貸出に準じた扱いとし、地域経済の活性化に貢献する形でビジネス機会を拡充して欲しい。
	協金	○現状では、株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関が発行する優先出資証券は含まれていないため、これを含めて投資の多様化に貢献する形で、ビジネス機会を拡充して欲しい。
	信組	○現状では、信用組合連合会については、組合員以外への貸出限度の定めに関し、根拠法である中小企業等協同組合法に規定されているが、信金連や労金連では各々の根拠法には規定されていないため、信用組合連合会でもこれを根拠法の規定から外しビジネス上の機動性を高めて欲しい。
	銀行	○現状では、銀行等の特定子会社(ベンチャーキャピタル)が投資できる対象には一定の制限(所定のベンチャー企業につき、議決権取得から10年以内)があるが、この対象範囲を広げるとともに、追加投資も可能としてビジネス機会を拡充して欲しい。
	銀行	○現状では、営業時間は原則午前9時から午後3時までであるが、これを緩和ないし撤廃してビジネス機会を拡充して欲しい。
	貸金業	○現状では、銀行等がシンジケートローンのエージェントとなり、貸金業者が参加者となる場合でも、当該貸金業者には貸金業法が適用され債権譲渡が困難であるが、これを一定の条件の下で緩和し、ビジネス機会の拡充と負担軽減を図って欲しい。
	SPC	○現状では、SPCについては、貸金業者からの借入は認められておらず、匿名組合契約に基づく出資も認められていないが、これらを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	銀行	○現状では、国・地方自治体向け金銭債権は、証券化しようとしても債権譲渡禁止特約が付いていて困難であるため、特約解除契約の浸透を促すとともに、譲渡対象先として認められる範囲を拡げてビジネス機会を拡充して欲しい。

分類	対象	内容
	銀行	○現状では、投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、資産を受託する一方で、当該受託資産の運用も委任された場合、「主として有価証券」に運用することが出来ないが、これを一定の条件(行為規制)を前提として認めビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社には、資産運用に関して、資産の内容別に保有制限(総資産に占める国内株、外貨建資産、不動産の比率が3割:3割:2割)が課されているが、これを撤廃してビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社は系列投資顧問会社等との投資顧問契約等を顧客に促し勧誘する行為は認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、過去にグループ会社の出資関係等を整理して出資比率を下げた企業がある場合、当該先への関与を再度特定関連法人等とすることは出来ないが、これを認めて機動的なビジネス展開が可能となるようにして欲しい。
	保険	○ブローカー業務の拡大に資するよう、保険商品の価格の弾力化を認めてほしい。
	保険	○現状では、住宅ローンの代理業を営む場合、定められた施設以外での契約締結の媒介業務は認められていないが、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	保険	○現状では、生保の特別勘定について、株式や債券等の現物資産での保険料受入や移受管が認められていないため、これを認めてビジネス機会を拡充して欲しい。
	投資法人	○現状では、投資法人の資金調達手段として、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借り入れがあるが、超短期の資金を必要とする場合に調達コストが高くつくことから、調達コストを抑制し投資家利益を拡大させるため、新たにCP等の発行を可能として欲しい。
	投資顧問	○現状の投資顧問業法は「有価証券に係る投資顧問業」の規制を目的としており、それ以外の資産を取扱うには兼業承認が必要だが、投資顧問業は機関投資家などプロ向けサービスである点を踏まえ、投信法上の「特定資産」のほか多様な取引・投資手法を自由に扱えるようにして欲しい。
	SPC	○現状では、特定目的会社の資産対応証券の募集・販売等は証券業者が行うことが原則であり、例外として、特定資産の譲渡人が届出後に自ら募集等を行うことが認められているが、投資サービス法(仮称)検討の際に事業促進とコスト削減のため、投資サービス業者が証券発行時に募集等を行えるようにして欲しい。
	証券	○債権流動化市場の拡大を図るため、売掛債権等の一定種類の指名債権について、信託営業者等一定の免許業者等が譲受人になる場合には、譲渡禁止特約の対外効を制限することとして欲しい。
	証券	○現状では、証券会社は「信用取引以外の方法によって金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為」を禁止されているが、クレジットカード決済は金銭の貸付(金銭貸借契約)ではなく債権譲渡または立替払いを基本とした契約であると考えられるため、これを有価証券購入時の支払い手段として認めて欲しい。
	証券	○現状では、有価証券の公募発行時には有価証券届出書か発行登録書(継続開示等が要件)の提出が求められ、非継続開示会社が日々のCP発行を公募で行うことが困難であるため、金融子会社が発行し親会社が債務保証を行う場合には、連結ベースでの開示を前提に発行を認めて欲しい。

分類	対象	内容
	商品 ファンド	○現状では、商品投資販売業者と契約した顧客は、契約成立時交付書面の受領日から10日間は書面による契約解除ができるが、運用開始と同時に価値が変動する資金運用にはそもそも馴染まない制度であり、投資信託など他の金融商品にも無い義務であることから、撤廃してビジネス機会を拡充して欲しい。
	証券	○現状では、確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合はインサイダー規制の適用除外とは認められないが、一定の計画に従い継続的に行われる場合には、持株会等の場合と同様に適用除外にして欲しい。
	証券	○インサイダー規制については、重要事実の存在や発生を知る前に作成した計画に基づく株式売買、取引先持株会による株式の買入れなど、恣意が入る余地がない取引であることが明確な場合には、従業員持株会による取得と同様に、適用除外として欲しい。
	証券	○現状では、インサイダー規制上、子会社解散には軽微基準が無く、営業・事業の休止・廃止(売上高減少割合に応じた軽微基準あり)との均衡を失っており、機動的な事業の再編を阻害している面があるため、営業・事業の休止・廃止と同様の軽微基準を設けて欲しい。
	証券	○現状では、ブロックトレードで証券会社が大量の株式を一時保有する場合、インサイダー規制上「主要株主の異動」は重要事実となり、発行会社が当該事実を公表するまで転売できない場合があるが、これを改めて迅速な取引が可能となるようにして欲しい。

2. 既存の行政手続きの見直し等に関する論点

協金	○現状では、協同組織金融機関の優先出資証券発行に際しては具体的な発行価格まで決定し公告する必要があるが、市場価格がある優先出資証券を発行する場合には、株式会社と同様、発行価格の決定方法を定めれば良い扱いとし、ビジネス上の負担を軽減して欲しい。
貸金業	○現状では、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付以外は認められていないが、書面に加えてインターネット等電子的手段での交付を認めてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
銀行	○現状では、子会社・関連会社を設立するに際し、銀行持ち株会社と銀行から二重に設立事由等を届け出なくてはならないが、この重複を改めてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
銀行	○現状では、新株予約権付社債等の予約権行使により、銀行等の資本金額が変動する場合には、その都度届け出る必要があるが、これを緩和してビジネス上の負担を軽減して欲しい。
信金	○現状では、認可対象子会社の営業報告書は総会へ提出することとされているが、これを廃止しビジネス上の負担を軽減して欲しい。
協金	○現状では、協同組織金融機関の定款において、「主たる事務所」のほか「従たる事務所」も絶対記載事項であるが、出店・廃店・統合を迅速に進める支障となっており、他方で会員ニーズを無視した店舗政策はあり得ないことから、商法の規定と同様に「主たる事務所」のみの記載として欲しい。
信金	○現状では、証券業務を行う場合には、証券取引法上の登録申請時に業務内容方法書等を添付することとされているが、信用金庫法においても同じ業務内容方法書を認可申請書に添付することが要請されているため、後者を廃止してビジネス上の負担を軽減して欲しい。

分類	対象	内容
	信組	○現状では、事業報告書は総(代)会での承認が必要だが、これを改めて商法上の株式会社と同様に取締役会での承認と総会での報告で良しとし、ビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	信組	○現状では、財務書類の附属明細書は総(代)会での報告が必要だが、これを改めて商法上の株式会社と同様に取締役会での承認のみで良しとし、ビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	信組	○現状では、インスタブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱の時間変更はその都度届け出る必要があるが、これを届出不要あるいは半期ごとの一括届出としてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	信組	○現状では、運営管理機関登録に係る届出は変更の都度提出する必要があるが、これを軽微な変更事項については、年1回等の変更届出書提出で良しとし、ビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	銀行	○現状では、銀行はインターネット等の電子的手段での決算公告は認められていないが、これを認め、また公告の範囲も見直してビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	貸金業	○現状では、上場している貸金業者でも、社債の発行等に伴う貸付資金の受入時には登録し、また貸付状況等の項目を明確に表示するための会計整理をすることが義務付けられているが、これを撤廃しビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社が保険募集時の説明書の交付や説明をインターネット等電子的手段を使って実施することは部分的にしか認められていないが、これを認めてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	保険	○現状では、生保の保険募集人の登録に際して、登録者の住民票の抄本又はこれに代わる書類を提出することになっているが、これを廃止してビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	保険	○現状では、個人情報保護法以外にも保険業法において非公開情報保護への措置が必要とされているが、後者を前者に一本化して負担の軽減を図って欲しい。
	投資法人	○現状では、投資法人が租税特別措置法の適用を受ける要件として規約への記載が求められる場合、規約変更のための投資主総会承認が必要であるが、税制改正に機動的に対応し総会開催コストを軽減するため、(次期総会まで)官報掲載や投資家への通知で足りることとして欲しい。
	投資顧問	○現状では、投資顧問に係る登録事項変更時の届出は2週間以内とされているが、実務上対応困難なケースもあるため、期限を「1ヶ月」あるいは「遅滞なく」にした上、住所変更に伴う変更の届出は廃止し、氏名・住所を届け出る使用人の範囲も縮減するなど、ビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	投信、投資顧問	○現状では、投信と投資顧問との併営会社は60社を超えている中、各々の法令に基づく二重届出(役員・重要使用人の(変更)届出等)や細目が異なる届出(利害関係人の定義・届出有無等)などが負担であるため、届出の簡素化を図るなどしてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	投資顧問	○現状では、投資顧問業者の利害関係人(密接な関係を有する者)の範囲は複雑かつ広範で、投信法施行令や証券取引法施行令の定義と比較しても過重になっているため、利害関係人の規定を簡潔明瞭化してビジネス上の負担を軽減して欲しい。

分類	対象	内容
	投資顧問	○投資顧問業者は、契約締結前及び締結時の顧客への書面交付において、顧客に注意を促す事項につき赤字、赤字での記載が義務付けられているが、商品投資顧問業者等には当該規制が課されておらず、意義も乏しいことから、廃止して欲しい。
	銀行	○現状では、銀行持株会社の子会社銀行間の人事異動であっても証券外務員登録の抹消及び新規登録が必要であることから、当該職員の証券業務への従事に支障が生じかねないため、外務員登録の維持を可能にするなどして、ビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	証券	○現状では、株式の募集等を容易にすべく相場を安定させる「安定操作取引」に関し、発行会社は、法令上当該取引が認められる安定操作人(子会社役員等)リストを提出する必要があるが、実務上証券会社以外が安定操作を行うことは稀であるため、リスト提出義務を合理化してビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	投信	○現状では、価格評価が困難とされる資産を投資信託の対象とする場合、外部者による価格調査が義務付けられ、費用・期間面で負担が生じるが、忠実義務や利害関係人との取引の規制により不利な価格での取引は抑制できるため、価格調査義務の対象は不動産関係に限定しビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	信託	○現状では、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日の株主を受益者として、信託財産である新株予約権等を交付する信託型ライツプランにおいて、受益者確定時の本人確認手続きが信託業務の遂行上、大きな負担となることから、本人確認義務の適用を除外して欲しい。
	貸金業	○現状では、貸金業法では、重要な使用人が変更になった場合には2週間以内に届け出る必要があるが、この際の添付書類が詳細で煩雑なため、既に届けている者の移転等であれば住所登録のみにする等して、管理コストの削減に沿うべく支援して欲しい。
	証券	○現状では、証券会社が顧客の現物株を(信用取引の)担保とすることにつき包括的な同意を得ていても(包括再担保契約)、実際に再担保に供するには「同意を得ていることを確認」する必要があるが、実務の煩雑さが解消されていないので、当該要件を削除して欲しい。
	保険	○現状では、保険会社の減資(基金償却積立金取崩し)は認可事項であるが、減資をしても「資本の部」の総額は直ちに变化せず、従ってソルベンシーマージン比率も変化しないことから、資本の十分性や経営健全性に関する審査の意義は乏しいため、届出制に移行して欲しい。
	投資顧問	○現状では、投資判断を一任された認可投資顧問業者が信託財産間のインターナルクロス取引を行うには、個別取引毎に双方の顧客の事前同意を得る必要があるが、パッシブファンド間取引など恣意的裁量が入る余地が無い場合には、効率化のため事前同意を不要とするか、包括事前同意を認めて欲しい。
	投信	○現状では、投資信託の「重大な約款変更」を行う場合、公告及び受益者への書面交付等が義務付けられているが、例えば受益証券の無券面化など法令改正等を活用した約款変更の場合は、通知コストの増嵩により投資家メリットが減少しないよう、当該手続きの対象から除外して欲しい。
	証券	○現状では、ラップ口座開始後の投信買付けは、既定の資産配分比率へのリバランス等でも(顧客の同意が無い限り)目論見書交付・受領確認が必要とされているが、機動的運用ができないため、累積投資契約等による定時・定型的買付けと同様、交付義務を外してビジネス機会を拡充して欲しい。
	証券	○現状では、第三者割当増資の勧誘相手が「多数」の場合、証取法上の「募集」に該当して有価証券届出書の提出等が必要となるが、発行会社の財務・経営内容を熟知する役職員等が勧誘対象であれば、新株予約権の場合と同様に、「募集」に該当するどうかの人数計算から除いて欲しい。

分類	対象	内容
証券		○現状では、不動産特定共同事業者は、事業成立までに、申込者に対し契約内容等を書面交付して説明しなければならないが、金融商品販売法でも対面説明は要求しておらず、投信(REIT含む)や商品ファンドでも読み聞かせる形の説明義務は必要ないため、平仄をとる観点から当該規制を緩和しビジネス上の負担を軽減して欲しい。
商品 ファンド		○現状では、商品投資販売業者は、契約締結時に契約内容を示す書面を交付しなければならないが、より詳細な目論見書(契約成立前書面)を直前に交付していることや、証取法などにも契約成立時の書面交付義務は無いことから、当該規制を緩和し、ビジネス上の負担を軽減して欲しい。
協金		○現状では、「自己資本比率規制」(国内基準4%、国際基準8%)の他に、「自己資本率規制」として3%が課されているが、敢えて二重に規制する必要はないため、事実上使われていない後者を廃止して欲しい。
証券		○現状では、インサイダー規制上、上場子会社等の業績予想変動は親会社関係者の重要事実とされているが、重要でない小さな上場子会社でも対象になるのは合理的ではないため、削除して欲しい。

3. 業務の健全性・適切性に関する論点

銀行	○現状では、異業種からの銀行業への参入は限定的な動きに止まっているが、企業による銀行免許を取得し易くする等して、様々な銀行が多様なサービスを提供するような状況をつくって欲しい。
銀行	○現状では、銀行子会社が、現金・小切手輸送、集配業務、有価証券の受け渡し業務といった従属業務を行う場合には、親銀行からの収入が50%以上必要だが、これを緩和ないし撤廃してビジネス機会を拡充して欲しい。
銀行	○現状では、複数銀行による共同子会社の設立が、子会社に係る収入依存度規制(50%以上の収入を親から得ていること)のために困難であるため、これを改めてビジネス機会を拡充して欲しい。
銀行	○現状では、銀行代理店は委任銀行の100%子会社である必要があるが、一部業務(貸出)のみ行う場合は、100%子会社でなくとも出来るようにして欲しい。
投資 顧問	○現状では、投資顧問業者は顧客資産の預託受入を禁じられているにも関わらず、営業保証金の供託(認可投資顧問業者の場合、主たる営業所2500万円・従たる営業所1250万円等)が必要であり、これを廃止又は緩和してビジネス機会を拡充して欲しい。
協金	○現状では、業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関だけに提出が課せられているものであるが、自己責任原則の観点からこれを廃止し、ビジネス上の負担を軽減して欲しい。
貸金 業	○現状では、社債発行に関して、貸金業者にのみノンバンク社債法に基づく登録手続きや開示義務が課されているため、これを廃止して他業態と同じ扱いとし、ビジネス機会を拡充して欲しい。
証券	○現状では、証券会社は、信託契約代理業務は届出により、信託業務兼営金融機関の「併営業」に係る契約代理業務は承認により行えるが、両業務ともに証券会社の本来業務に関連すると考えられることから、届出での取扱いを認めて欲しい。

分類	対象	内容
	保険	○現状では、保険会社による資金の貸付の代理、または資金の貸付に係る事務代行業務については認可制となっているが、これを廃止してビジネス機会を拡充して欲しい。
	投資顧問	○現状では、認可投資顧問業者が兼業を行うには一部の業を除き承認または認可が必要であるが、迅速かつ効率的なビジネス展開に資するよう、これを届出によって行えるようにして欲しい。
	投資顧問	○現状では、投資顧問の投資一任業務に係る規制が厳しく、コスト負担が大きくなっているため、認可制から登録制に移行し、違反者には厳しく対処する事後型規制として欲しい。
	信金	○現状では、自己資本の充実策として劣後債を発行することが出来ないが、これを認めて資本政策の自由度を高めて欲しい。
	信金	○現状では、普通出資の増強をした後資本が充実した場合、会員にこれを返却すべく償却することが出来ないが、これを認めて資本政策の選択肢を拡充して欲しい。
	信金	○現状では、総(代)会において、会員による自治を踏まえて現金配当しか認められていないが、互惠互助の精神を勘案すると出資による配当も選択できるようにして欲しい。
	銀行	○現状では、自己資本比率算出上の分子(自己資本)への貸倒引当金の繰入限度は国内基準では0.625%だが、これを国際基準の1.25%まで認めて欲しい。
	証券	○現状では、インサイダー規制上、自己株式の取得・処分には軽微基準が無く、類似の性格を持つ新株発行(軽微基準あり)との均衡を失っており、資本政策の機動的発動等を阻害している面があるため、例えば発行済株式総数の2.5%などの軽微基準を設けて欲しい。
	信金	○現状では、法定脱退事由として「破産」の場合等が列挙されているが、例えば「行方不明債権者」会員については法定脱退事由とされていないところ、これを認めてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	銀行	○現状では、信託財産受託に係る議決権については、一定の条件(議決権の増加割合が年1%以下であること)を前提に5%を一時的に超過することが認められているが、突発的な事情が生じた場合には同条件に沿わなくても良いようにしてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	銀行	○現状では、銀行等による保険商品販売を拡大する方向であるが、銀行は情報量が圧倒的に多く、融資という優越的な立場も有している点を踏まえ、一般代理店と同一の競争条件(価格設定等)が確保されるように措置して欲しい。
	銀行	○現状では、銀行と証券会社との間の弊害防止措置として、証券会社の役員が親銀行等の役職員を兼ねることやグループ間での情報共有等が制限されているが、これらを緩和してビジネス機会を拡充して欲しい。
	協金	○現状では、金庫の一般職員を対象として兼業及び兼職が禁止されているが、これは金庫にのみ課せられた厳しい措置であるため、他業態が取締役を対象としていることとの平仄の観点も踏まえて緩和ないし撤廃し、柔軟な組織運営の実現を支援して欲しい。

分類	対象	内容
	信組	○現状では、組合員の脱退に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、それを受け取ることができないが、これを受け取れる扱いとし組織管理の柔軟性向上を支援して欲しい。
	保険	○現状では、保険代理店の現場では、保険料の割引ができない代わりに、紹介者等へのバックマージンの支払いが恒常化しており、公正な競争が妨げられているので、しかるべく対応して欲しい。
	証券	○現状では、インサイダー規制上、総額1億円未満の新株発行は重要事実にあたらないとされているが、議決権との関係では資本金の規模が問題であることから、公開買付に係る軽微基準(発行株式総数の2.5%未満)も踏まえ、軽微基準を見直して欲しい。
	銀行	○現状では、金融機関の営業担当者は、確定拠出年金管理業務のうち運用関連業務(運用方法に係る情報提供等)との兼務が禁止されているが、確定拠出年金の普及等の観点から、兼務禁止を緩和して欲しい。

4. その他の論点

銀行	○現状では、兼営法において、外国銀行支店が「銀行」に該当するか、また外銀支店に合併に関する規定の適用があるかどうか曖昧であるため、これを明確にしてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
銀行	○現状では、銀行等による公表不良債権としては、銀行法等に基づく「リスク管理債権」と金融再生法に基づく「再生法開示債権」があるが、まぎらわしいため、どちらかに統一して欲しい。
保険	○現状では、保険会社が、勧誘を伴わず単に顧客を証券会社に紹介することが可能であるか明確ではないため、これを明確化してビジネス上の負担を軽減して欲しい。
保険	○現状では、生命保険の代理店が自己契約する場合や密接な関係を有する法人と保険契約する場合は手数料を受け取れるのか不明であるため、これを明確化するとともに、保険料の割引や割戻しを目的とする保険募集の判断基準も明確にしてビジネス機会を拡充して欲しい。
証券	○現状では、適格機関投資家は金融機関や一部事業法人(保有有価証券100億円以上)に限定されているが、私募市場の拡大に向けて、事業法人の保有有価証券の金額制限引下げや、(資産要件等を課した上で)個人投資家への資格付与を行って欲しい。
投資信託	○現状では、銀行法に投資信託の統合手続規定が無く、資産規模が著しく縮小した場合には、投資主総会決議により繰上げ償還(信託期間の変更)を行うことができないため、受益者に選択肢を提供できるよう統合手続規定を整備し、被統合側の保有有価証券による統合信託財産への出資も認めて欲しい。
証券	○現状では、新株予約権の行使による株式発行の場合、証券取引法上の有価証券届出書等では「発行価格」の記載が求められる一方、商法上の規定は「発行価額」とされており、用語の定義の不統一によって開示手続きに混乱が生じる可能性があるため、商法に合わせてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
投資顧問	○投資顧問業者の役員及び重要使用人の住所は、業者登録簿で公衆縦覧されているが、個人情報保護の観点も踏まえ廃止して欲しい。

分類	対象	内容
	信託	○現状では、特定持分信託は、制度趣旨上信託契約が解除されない必要があるが、受益者が信託利益の全部を享受する等の場合には請求により解除できるとする信託法の規定との関係が明らかではなく、(受益者をあえて複数にするなど)実務を煩雑化させているため、同関係を明確にしてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	証券	○現状では、証券取引法上の「親法人等」「子法人等」「主要株主」の定義が銀行法等他法令の定義と異なり、金融機関の管理並びに届出事務が大きな負担となっているため、定義を同一にしてビジネス上の負担を軽減して欲しい。
	投資法人	○現状では、保有割合5%超の上場株式保有者は大量保有報告書を提出しなければならないが、投資法人の投資証券は当該規制の対象外であり、大量保有者が期末まで判明しないため、市場の公正性・透明性を確保して投資家保護を図るとの制度の趣旨に鑑み、同制度を導入して欲しい。
	証券	○株式の大量保有は、株価や上場会社の経営等に大きな影響を与えることを踏まえ、資本市場の透明性の向上と一般投資家への情報の充実等のため、関係者が株式大量保有に係る情報を迅速・容易に入手できるよう制度を改善して欲しい。
	証券	○現状では、株式大量保有報告書等により株式の買集めが事実上公知になっても、対象会社の自己株式取得にインサイダー規制が適用されることを恐れて自己株式取得を躊躇する場合があるため、同報告書等の公衆縦覧に公表の効力がある旨を明文化して欲しい。
	証券	○現状では、ラップ口座については、顧客の申告でインサイダー銘柄を除外しているが、この場合口座開設後に顧客の役員就任や「重要事実の伝達」を適時に把握できない恐れがあるほか、他方で運用者は一任契約により独自に投資対象等を決定していることから、インサイダー規制適用除外の場合を設けて欲しい。
	証券	○ 製販分離を促し、良質な金融商品・サービスを製造する者が販売者の意向にひきずられずに育つような健全な競争環境を整備してもらいたい。
	証券	○現状では、証券会社が親(子)法人等とコンピュータ関連業務を統合して行う場合、付随業務として(従前認められていた)「保守管理」や「データ保管管理」が認められるかが不明確であるが、単なるデータの保管管理等は情報共有禁止に触れるものでもないため、明確にこれを認めて欲しい。